

# 福岡県公報

平成28年9月30日  
第3831号

## 目次

### 告示 (第707号 - 第724号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	8
○卸売業務廃止の届出	(園芸振興課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8

## 公 告

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(園芸振興課)	9
○落札者等の公示	(税 務 課)	9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	10
○筑前海区における区画漁業の免許	(漁業管理課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	11
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	11
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	11
○土地改良区の成立	(農村森林整備課)	11
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	11
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12

## 教育委員会

○福岡県指定無形文化財保持者の認定解除	(教育庁文化財保護課)	13
---------------------	-------------	----

## 公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	13
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	14
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)	(警察本部生活保安課)	14

## 雑 報

○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	15
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	15
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	16

- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………16
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………17
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………17
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………18
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………18
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………19
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………20
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………20
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………21
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………21
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………22
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………22
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………23
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………24
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………24

正 誤

- 道路の区域の変更（平成26年6月福岡県告示第582号）中正誤 ……………25

告 示

福岡県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

南筑後	県道	久留米 柳 川 線	前	三潞郡大木町大字上牟田口3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで	13.5 ～ 15.2	146.5
			後	三潞郡大木町大字上牟田口3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで	13.5 ～ 15.2	
			後	三潞郡大木町大字上牟田口3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで	13.5 ～ 24.2	156.0

福岡県告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年9月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米 柳 川 線	三潞郡大木町大字上牟田口3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで

福岡県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	久留米 柳 川 線	前	柳川市蒲生1126番先から 柳川市蒲生1041番2先まで	13.0 ～ 17.4	395.0

			後	柳川市蒲生1126番先から 柳川市蒲生1041番2先ま で	13.0 ～ 17.4	395.0
			後	柳川市蒲生1126番先から 柳川市蒲生1041番2先ま で	11.5 ～ 17.4	402.0

**福岡県告示第710号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年9月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米線 柳川	柳川市蒲生1126番先から 柳川市蒲生1041番2先まで

**福岡県告示第711号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
像生150	宗像久能病院	宗像市三郎丸五丁目1-15	H28・7・19
春生170	桑野整形外科医院	春日市桜ヶ丘二丁目15番地	H28・4・1
春生169	くろつち福岡春日リハビリテーションクリニック	春日市星見ヶ丘二丁目55番20	H28・8・1
小生109	とみた内科循環器科	小郡市美鈴の杜一丁目1-1	H28・9・1
飯生324	らそうむ内科リハビリテーションクリニック	飯塚市鯉田2219番地20	H28・8・1
宗遠生18	かくたクリニック	遠賀郡遠賀町松の本二丁目19-25	H28・8・1
春生歯96	ふくなが歯科医院	春日市下白水南五丁目149	H28・9・1
春生歯97	リチャード歯科	春日市上白水六丁目30番1号	H28・9・1
宗遠生歯6	ひさまつ歯科クリニック	遠賀郡遠賀町松の本五丁目9-7	H28・9・1
行生歯84	ラッピト歯科クリニック	行橋市大字吉国字小町91番地1	H28・9・1
粕生薬165	イルカ薬局 粕屋店	糟屋郡粕屋町長者原東一丁目3-30	H28・8・1
像生薬68	新生堂薬局くりえいと宗像店	宗像市くりえいと一丁目6番2号	H28・9・1
大野生薬81	シモセ薬局原病院前店	大野城市白木原五丁目1-2	H28・9・1
春生薬66	サンアイ薬局 春日店	春日市星見ヶ丘二丁目55-21 アリエスビル101	H28・8・1
小生薬51	リライ薬局 美鈴の杜店	小郡市美鈴の杜一丁目1番1号	H28・9・1
飯生薬166	マイルド薬局バイパス通り	飯塚市鯉田2219番20号	H28・8・1
宗遠生薬8	大信薬局 遠賀店	遠賀郡遠賀町松の本二丁目19-25	H28・9・1

粕生訪12	訪問看護ステーション ライフケア宇美	糟屋郡宇美町宇美四丁目2番22号	H28・4・1
像生訪6	アップルハート訪問看護ステーション宗像	宗像市赤間駅前一丁目9-16 ビスミラービル301号	H28・7・1
筑紫生訪7	訪問看護ステーション ペアレント	筑紫野市大字筑紫28番地7	H28・6・4
筑紫生訪8	訪問看護ステーション タイム	筑紫野市大字永岡1286-2	H28・7・1
筑生訪3	訪問看護ステーション 心の花	筑後市大字山ノ井320-1 サ ウンドヨネクラビルF号	H28・8・1
柳生訪7	はーと・なう訪問看護ステーション	柳川市三橋町今古賀42-1 ツ インプラザ江口2階	H28・8・1
行生訪14	ふくし生協訪問看護ステーション京築	行橋市南泉一丁目34-25	H28・8・1

#### 福岡県告示第712号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
遠生183	医療法人花野クリニック	遠賀郡遠賀町大字今古賀639-1	H28・9・30

#### 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
福生地165	しばたこどもクリニック	筑紫郡那珂川町片縄一丁目68	H28・6・30

朝倉生5	岡部整形外科医院	朝倉市甘木2431-4	H28・5・31
像生10	宗像久能病院	宗像市三郎丸五丁目1-15	H28・7・18
大生歯109	原田歯科医院	大牟田市大字唐船152-1	H28・7・31
飯生歯150	吉原町歯科	飯塚市吉原町11番14号	H28・7・10
飯生歯104	医療法人康和会 アイ 歯科柏ノ森	飯塚市柏の森1-1	H28・3・31
大川生訪5	はーと・なう訪問看護ステーション	大川市大字向島1370-3	H28・7・31

#### 福岡県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
福津生歯32	あすはな歯科医院	福津市日蒔野六丁目12-9	H28・8・1

#### 福岡県告示第714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、生

活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
大生358	三宅病院	日の出町すぎ病院	大牟田市東新町二丁目2-5	H28・7・1
遠生薬49	そうごう薬局水巻店	ウイン調剤薬局	遠賀郡水巻町梅ノ木団地1-80	H28・8・1

#### 福岡県告示第715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
直生マ34	山本 修数（ふたば鍼灸整骨院）	直方市大字頓野 3902 - 2	H28・8・17
古生マ18	立石 正（まごころマッサージ）	古賀市日吉三丁目 26 番 6 号	H28・8・1
古生マ19	浦上 博美（まごころマッサージ）	古賀市日吉三丁目 26 番 6 号	H28・8・1
古生マ20	中島 浩（まごころマッサージ）	古賀市日吉三丁目 26 番 6 号	H28・8・1
古生マ21	益田 博久（まごころマッサージ）	古賀市日吉三丁目 26 番 6 号	H28・8・1

古生マ22	小川 典子（まごころマッサージ）	古賀市日吉三丁目 26 番 6 号	H28・8・1
糸島地生マ14	田崎 修由（在宅マッサージ西福岡療養サポート）	糸島市神在 1300 - 1 - 201	H28・8・12
直生柔43	山本 修数（ふたば鍼灸整骨院）	直方市大字頓野 3902 - 2	H28・8・17
直生柔44	前川 喜世春（STREXZEN 和整骨院直方院）	直方市古町 17 - 2	H28・7・1
飯生柔85	大谷 賢太郎（こうぶくろ整骨院）	飯塚市幸袋字新町 243 - 1	H28・8・24
小生柔23	山口 陽平（やまぐち整骨院）	小郡市大保 1592 - 20	H28・8・25
大野生柔39	吉住 泰貢（むさし鍼灸整骨院 川久保）	大野城市中三丁目 1 - 40	H28・7・1
朝倉生柔22	當銘 千夏（よねまる）	朝倉市一木 635 - 1	H28・8・1
筑紫地生柔34	渡邊 太輔（青葉整骨院）	筑紫郡那珂川町大字道善 2 - 40 渡辺第 2 ビル 2 F	H28・8・24
直生はき16	山本 修数（ふたば鍼灸整骨院）	直方市大字頓野 3902 - 2	H28・8・17

#### 福岡県告示第716号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
田生柔48	松下 元気（長生庵）	田川市大字伊田 2741 - 11 KMビル1階	H28・8・1
田生柔55	上村 京葵（長生庵）	田川市大字伊田 2741 - 11 KMビル1階	H28・8・1
春生柔47	森田 祥成（ねこまる整骨院）	春日市春日原東町二丁目12-2立花ビルA	H28・5・13
春生柔48	藤原 大樹（ねこまる整骨院）	春日市春日原東町二丁目12-2立花ビルA	H28・5・13
春生柔51	倉津 勇樹（ねこまる整骨院）	春日市春日原東町二丁目12-2立花ビルA	H28・5・13
朝倉生柔14	猪名富 広衣（トータルケア鍼灸整骨院）	朝倉市柿原 962 - 1	H28・8・1
粕生柔128	西脇 翔平（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H28・5・23

## 福岡県告示第717号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯生柔16	柳原 隆一（命泉堂鍼灸整骨院）	飯塚市中 1138 - 2	飯塚市横田 864 - 5	H28・8・1
柳生柔18	山下 賢一郎（やました整骨院）	柳川市三橋町江曲 177 - 3	柳川市柳町 13 - 1	H28・9・1

遠生柔3	城 嘉彦（城整骨院）	遠賀郡岡垣町大字海老津 1203 - 4	遠賀郡岡垣町海老津一丁目2-1	H26・4・30
飯生はき4	柳原 隆一（命泉堂鍼灸整骨院）	飯塚市中 1138 - 2	飯塚市横田 864 - 5	H28・8・1

## 福岡県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一 般 道	500号	前	朝倉郡東峰村大字小石原1507番先から朝倉郡東峰村大字小石原1509番1先まで	7.5 ～ 60.0	201.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1507番先から朝倉郡東峰村大字小石原1509番1先まで	7.5 ～ 60.0	201.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1507番先から朝倉郡東峰村大字小石原1509番1先まで	8.6 ～ 60.0	180.0

## 福岡県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前 後 別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一 国 般 道	500 号	前	朝倉郡東峰村大字小石原 1489番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原 1500番1先まで	9.6 ～ 30.2	423.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原 1489番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原 1500番1先まで	9.6 ～ 30.2	423.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原 1489番1先から 朝倉郡東峰村大字小石原 1500番1先まで	11.5 ～ 33.0	448.0

**福岡県告示第720号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
京介113	医療法人もえぎ 岡本医院	京都郡みやこ町勝山黒田 703 番地 2	H28・6・1	居管・予居管
行介歯84	ラビット歯科ク リニック	行橋市大字吉国 91 番地 1	H28・9・1	居管・予居管
田川介薬50	オリーブ薬局	田川郡大任町大字今任原 2465 - 3	H28・8・1	居管・予居管

筑紫地支11	竹田ケアプラン サービス	筑紫郡那珂川町中原三丁目 29	H28・8・12	居支
--------	-----------------	--------------------	----------	----

**福岡県告示第721号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
福津介 22	医療法人小 島医院	医療法人こじまクリ ニック	福津市津屋崎三丁目 16 - 20	H23・4・1
遠介薬 49	そうごう薬 局水巻店	ウイン調剤薬局	遠賀郡水巻町梅ノ木団 地 1 - 80	H28・8・1
田居88	合資会社ヘル パーさくら	株式会社 GRAND ヘル パーさくら	田川郡川崎町大字池尻 531 - 1 K・Iビル 2 - A	H28・8・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津介 22	医療法人こ じまクリ ニック	福津市津屋崎 800	福津市津屋崎三丁目 16 - 20	H23・4・1
大居151	株式会社 福祉サービ スサカタ	大牟田市大字倉永 1556 番地 5	大牟田市臼井新町一丁 目 28 番地 1	H27・6・1
大居207	ヘルパース テーション ひとみ	大牟田市大字倉永 1556 - 5	大牟田市臼井新町一丁 目 28 番地 1	H27・6・1
行居134	株式会社ク ローバー 行橋営業所	行橋市門樋町 11 - 17	行橋市東大橋四丁目 10 番 1 号	H28・7・1

筑紫居 27	有限会社野田商会 福祉事業部	筑紫野市大字針摺 306 - 1 シャトレ天拝 206	筑紫野市針摺中央一丁目 21 - 27	H27・3・1
春居32	ホームヘルプサービス ペアレント かすが	春日市大谷五丁目 1	春日市大谷一丁目 10 番 1 号	H27・6・22
大野居 32	ケアコール センター ペアレント	大野城市瓦田三丁目 11 - 55	春日市大谷一丁目 10 番 1 号	H27・7・14

**福岡県告示第722号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大介歯109	原田歯科医院	大牟田市大字唐船字香の幸 152	H28・7・31
大野介薬74	アクラス薬局	大野城市栄町二丁目 5 - 15	H28・6・30

**福岡県告示第723号**

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2号の規定に基づき、次のように平成28年9月6日付けで卸売業務廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業者の名称及び代表者氏名	卸売業務の廃止年月日
株式会社新朝羽青果地方卸売市場	うきは市浮羽町 高見1436 - 1	青果部	株式会社新朝羽青果地方卸売市場 代表取締役 塚本直幸	平成28年8月25日

**福岡県告示第724号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飯塚市明星寺字小石ヶ浦1085・1086（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
）、舍利蔵字五反田344・353（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

福岡県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成28年9月30日から平成28年10月31日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県農林水産部園芸振興課に備え置きます。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

平成28年度税制改正に伴う税務システム改修委託業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成28年8月31日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社BCC

(2) 住所

福岡市中央区六本松二丁目12番19号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,242,880 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年8月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグストアモリ福岡店・日蔭野複合店舗

(2) 所在地 福津市日蔭野五丁目4-9 外

3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) ドラッグストアモリ福岡店	ドラッグストアモリ福岡店・日蔭野複合店舗

4 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信 朝倉市一ツ木1148番地の1	株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信 朝倉市一ツ木1148番地の1
	竜口 公野 福津市福岡南一丁目22番41号

- 5 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信 朝倉市一ツ木1148番地の1	株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信 朝倉市一ツ木1148番地の1

※会社名のみの変更

### 公告

前田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

### 1 退任理事

氏 名	住 所
松本 功	行橋市大字前田1786番地
竹下 智昭	行橋市大字中川171番地
清水 政幸	行橋市大字上稗田452番地 2
金丸 享司	行橋市大字下稗田1110番地 1
松本 邦弘	行橋市大字前田1899番地 2
馬場 政弘	行橋市大字下検地462番地 1

### 2 退任監事

氏 名	住 所
城戸 俊二	行橋市大字上検地777番地
松本 岸雄	行橋市大字下稗田1214番地 4

### 3 就任理事

氏 名	住 所
松本 功	行橋市大字前田1786番地
竹下 智昭	行橋市大字中川171番地
清水 政幸	行橋市大字上稗田452番地 2
金丸 享司	行橋市大字下稗田1110番地 1
松本 邦弘	行橋市大字前田1899番地 2
馬場 政弘	行橋市大字下検地462番地 1

### 4 就任監事

氏 名	住 所
城戸 俊二	行橋市大字上検地777番地
松本 岸雄	行橋市大字下稗田1214番地 4

### 公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、筑前海区における区画漁業を次のように免許する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	免許の内容及び制限又は条件	存続期間
筑区第 1101 号	宗像市鐘崎 778 番地 5	宗像漁業協同組合	漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等（平成28年6月福岡県告示第484号）による公示内容のとおり	平成28年9月30日から平成30年8月31日まで
筑区第 1102 号	〃	〃	〃	〃

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市荻浦字上新開422番1、422番14及び422番15
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市戸畑区牧山二丁目3番5号  
浮城興産株式会社  
代表取締役 浮城 守

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

北九州都市計画道路の変更（平成28年6月17日北九州市告示第304号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

福岡都市計画道路の変更（平成28年9月5日福岡市告示第285号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により田川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

田川都市計画道路の変更（平成28年4月21日田川市告示第67号）

**公告**

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
辻垣・道場寺・高瀬土地改良区	平成28年9月16日

**公告**

解散した清算法人高田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
檜原 利行	みやま市高田町黒崎開1907番地
宮地 豊勝	みやま市高田町徳島312番地3
猿渡 三千人	みやま市高田町上楠田3003番地
城戸 教男	みやま市山川町尾野611番地
森 博信	みやま市高田町飯江612番地3
佐藤 一昭	みやま市高田町黒崎開744番地7
古賀 勝則	みやま市高田町江浦町411番地
木下 正信	みやま市高田町今福811番地
古賀 一利	みやま市高田町江浦1112番地

田中 輝光	みやま市高田町竹飯3495番地
黒田 優	みやま市高田町田尻926番地 1
只隈 早苗	みやま市高田町舞鶴327番地 2
松尾 喜一郎	みやま市高田町海津1742番地
坂梨 喜九義	みやま市高田町竹飯1334番地 1
河野 平	みやま市高田町竹飯1128番地
坂口 岩次郎	みやま市高田町上楠田3037番地
杉野 正勝	大牟田市大字倉永3371番地
小宮 健二	みやま市高田町南新開528番地
末吉 永和	みやま市高田町北新開355番地 1
田中 一博	みやま市高田町永治469番地 2
江崎 淳二	みやま市高田町濃施60番地 1 ハイッタダクマⅢB棟202号
山田 一昭	みやま市高田町黒崎開440番地

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営新星野2期地区土地改良（農用地保全）事業計画書の写し	平成28年9月30日から 平成28年10月31日から	八女市役所

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
みやま市高田町今福字城の下635番から637番まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
朝倉市一ツ木1148番地の1  
株式会社ドラッグストアモリ  
代表取締役 森 信

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成28年9月9日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 水巻ショッピングバザール  
(2) 所在地 遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1 外
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオNSTOA九州株式会社 代表取締役 佐方 圭二 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	イオNSTOA九州株式会社 代表取締役 榑 隆之 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
有限会社ミッキー 代表取締役 浦野 国興 遠賀郡遠賀町大字虫生津1494番地の2	有限会社ミッキー 代表取締役 浦野 国興 遠賀郡遠賀町大字虫生津1494番地の2

株式会社かば田食品 代表取締役 梶田 稔久 北九州市八幡西区八枝五丁目 4 番 52 号	株式会社宇佐餅 代表取締役 藤井 強作 北九州市八幡東区祇園一丁目 6 番 1 号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津 達郎 東京都府中市若松町一丁目 38 番地の 1	株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾 主哉 東京都府中市若松町一丁目 38 番地の 1
株式会社プラザクリエイトストアーズ 代表取締役 大島 康広 東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号	株式会社プラザクリエイトストアーズ 代表取締役 大島 康広 東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
株式会社未来屋書店 代表取締役 羽牟 秀幸 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 6 番地	株式会社未来屋書店 代表取締役 羽牟 秀幸 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 6 番地
-	株式会社ビッグワイズカワサキ 代表取締役 川崎 敏彦 北九州市八幡西区木屋瀬四丁目 7 番 3 号

## 教育委員会

### 福岡県教育委員会告示第16号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第24条第7項の規定に基づき、福岡県指定無形文化財保持者を次のとおり解除する。

平成28年9月30日

福岡県教育委員会

名 称	関係告示	認定解除される者	認定解除年月日
一朝軒伝法竹 付 一朝軒資料一括	昭和 41 年福岡県教育委員 会告示第 4 号	磯 一光	平成 28 年 3 月 16 日

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第264号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年9月30日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

##### (1) 講習会の日時

平成28年11月23日（水） 午前10時00分から午後5時00分までの間

##### (2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地 2 久留米警察署 会議室

##### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

#### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

## 福岡県公安委員会告示第265号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年9月30日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成28年11月16日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署
平成28年11月22日（火） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署
平成28年11月30日（水） 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東柳原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第266号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成28年9月30日

福岡県公安委員会

## 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年12月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成28年12月8日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成28年12月15日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年12月1日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。

と。

- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 雑 報

### 西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2202回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2202回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚100円
- 5 発 売 期 間 平成28年10月12日から  
平成28年10月25日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成28年10月27日
- 7 当せん金支払開始日 平成28年11月1日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	1本
前 後 賞	2,500,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	24本
2 等	250,000円	50本
3 等	25,000円	2,000本
4 等	100円	250,000本

### 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2203回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2203回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成28年10月12日から  
平成28年10月25日まで

6 当せん金支払開始日 平成28年10月12日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	50本
2 等	100,000円	250本
3 等	5,000円	15,150本
4 等	1,000円	25,000本
5 等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

#### 西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2204回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2204回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成28年10月26日から

平成28年11月8日まで

6 抽 せ ん 日 平成28年11月10日

7 当せん金支払開始日 平成28年11月15日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	50,000,000円	1本
前 後 賞	10,000,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	29本
2 等	250,000円	180本
3 等	200円	300,000本
実 り の 秋 賞	5,000円	18,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

#### 西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2205回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2205回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

- 4 証 票 金 額 1 枚 200円  
 5 発 売 期 間 平成28年11月9日から  
 平成28年11月22日まで  
 6 当せん金支払開始日 平成28年11月9日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	300,000円	100本
2 等	100,000円	250本
3 等	10,000円	3,070本
4 等	3,000円	21,650本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	200円	250,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第22号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2206回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2206回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 200,000,000円  
 10万通 20組  
 4 証 票 金 額 1 枚 100円  
 5 発 売 期 間 平成28年11月9日から  
 平成28年11月23日まで  
 6 抽 せ ん 日 平成28年11月25日  
 7 当せん金支払開始日 平成28年11月30日  
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	15,000,000円	1本
前 後 賞	2,500,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	19本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	200,000円	100本
4 等	3,000円	6,000本
5 等	100円	200,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第23号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2207回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2207回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年11月23日から  
平成28年12月6日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年11月23日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	60本
2 等	100,000円	300本
3 等	5,000円	18,048本
4 等	1,000円	30,000本
5 等	200円	300,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第24号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2208回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2208回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円  
400万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年12月7日から  
平成28年12月25日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年12月7日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000円	16本
2 等	100,000円	400本
3 等	10,000円	8,800本
4 等	3,000円	21,360本
5 等	1,000円	40,000本
6 等	200円	400,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第25号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2209回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2209回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,600,000,000円  
10万通 80組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年12月23日から  
平成29年1月10日まで
- 6 抽せん日 平成29年1月12日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年1月17日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	150,000,000円	1本
前後賞	25,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	79本
2等	3,000,000円	8本
3等	200,000円	400本
4等	30,000円	3,200本
5等	200円	800,000本
初夢賞	10,000円	16,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第26号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2210回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2210回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
10万通 40組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成29年1月11日から  
平成29年1月24日まで
- 6 抽せん日 平成29年1月26日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年1月31日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	39本
2等	1,000,000円	4本
3等	300,000円	240本
4等	10,000円	4,000本
5等	100円	400,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第27号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2211回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2211回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
10万通 35組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成29年1月18日から  
平成29年1月31日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成29年2月2日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年2月7日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	30,000,000円	1本
前 後 賞	10,000,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	34本

2 等	1,500,000円	2本
3 等	250,000円	70本
4 等	25,000円	1,400本
5 等	200円	350,000本
新 春 幸 運 賞	10,000円	14,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第28号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2212回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2212回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成29年1月18日から  
平成29年1月31日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年1月18日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	30本
2 等	500,000円	42本
3 等	10,000円	894本
4 等	3,000円	30,000本
5 等	1,000円	60,000本
6 等	200円	300,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第29号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2213回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2213回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成29年2月1日から  
平成29年2月14日まで

6 抽 せ ん 日 平成29年2月16日

7 当せん金支払開始日 平成29年2月21日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	1本
前 後 賞	2,500,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	100,000円	90本
4 等	30,000円	1,200本
5 等	3,000円	9,000本
6 等	100円	300,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第30号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2214回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2214回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年2月8日から  
平成29年2月21日まで
- 6 抽せん日 平成29年2月23日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年2月28日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	50,000,000円	1本
前後賞	10,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2等	1,500,000円	12本
3等	100,000円	90本
4等	30,000円	600本
5等	200円	300,000本
女神のプレゼント賞	10,000円	9,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第31号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2215回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2215回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年2月15日から  
平成29年2月28日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年2月15日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	25本
2等	100,000円	150本
3等	10,000円	1,030本
4等	3,000円	25,000本
5等	1,000円	49,640本
6等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第32号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2216回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2216回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成29年2月22日から  
平成29年3月7日まで
- 6 抽せん日 平成29年3月9日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年3月14日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	15,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	24本
2等	1,000,000円	3本
3等	200,000円	75本
4等	20,000円	750本
5等	5,000円	5,000本
6等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第33号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2217回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2217回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年3月1日から  
平成29年3月17日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年3月1日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	40本
2等	50,000円	80本
3等	10,000円	424本
4等	500円	23,000本
5等	200円	200,000本
まるちゃん賞	5,000円	20,120本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

(2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第34号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2218回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2218回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成29年3月15日から  
平成29年3月28日まで
- 6 抽せん日 平成29年3月30日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年4月4日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	24本
2等	2,000,000円	7本
3等	250,000円	100本
4等	10,000円	2,500本
5等	100円	250,000本

### 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第35号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2219回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成28年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2219回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年3月18日から  
平成29年3月31日まで
- 6 抽せん日 平成29年4月4日
- 7 当せん金支払開始日 平成29年4月10日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
前後賞	10,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	24本

2	等	2,000,000円	3本
3	等	200,000円	100本
4	等	50,000円	500本
5	等	200円	250,000本
春きらきら賞		10,000円	7,500本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正		誤	
					上	下						
26・7・1	3607	告示	582	2		○		表 中	前	三潞郡大木町大字上牟田 ○ 口3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで	前	三潞郡大木町大字上牟田 3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで
						○				後		三潞郡大木町大字上牟田 ○ 口3123番5先から 柳川市蒲生1126番先まで